

きた住まいるメンバー登録制度実施要領

第1 趣旨

この要領は、きた住まいる制度要綱（以下「要綱」という。）第2の（1）に基づく、きた住まいるメンバーの登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 登録の区分

きた住まいるメンバーの登録区分は次のとおりとする。

- （1）住宅設計事業者（住宅の設計業務又は工事監理業務を行う事業者をいう。）
- （2）住宅建設事業者（住宅の建設工事を行う事業者をいう。）

第3 登録の要件

きた住まいるメンバーの住宅設計事業者の登録に係る要件は、（1）、（3）から（7）まで、また、住宅建設事業者の登録に係る要件は（2）から（7）までのとおりとする。

- （1）建築士法（昭和25年法律第202号）における建築士事務所登録を受けていること。
 - （2）建設業法（昭和24年法律第100号）における建築工事業の許可を受けており、かつ、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の住宅建設瑕疵担保保証金の供託又は住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結を行っていること。
 - （3）過去5年（登録申請を行う日を起点とする。）以内に要綱の別表の基準を満たす設計業務又は建設工事の実績があり、かつ、将来にわたり要綱の別表の基準を遵守した設計業務又は建設工事を行うよう努めること。
 - （4）本店の所在地が道内（個人の場合は事務所又は営業所の所在地が道内）にあること。
 - （5）住宅設計事業者にあつては、BIS、BIS-M 又は住宅省エネルギー技術講習会設計者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。また、住宅建設事業者にあつては、BIS-E、BIS-M 又は住宅省エネルギー技術講習会施工技術者講習会修了者の資格を有する者が所属していること。
 - （6）登録を受けようとする法人、その役員若しくは社員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同法に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと及び暴力団員若しくは暴力団関係事業者ではなくなった日から5年を経過していること。
 - （7）道税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- 2 きた住まいるメンバーの登録は、本店、支店又は営業所毎に行うことができるものとする。この場合、登録を受けようとする事業所毎に1項に掲げる登録の要件を満たさなければならないものとする。

第4 登録の申請

きた住まいるメンバーに登録を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、登録申請書（別記第1号様式）に必要な添付書類を添え北海道知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- 2 きた住まいるメンバーの登録を受けた者が第2の登録区分の追加又は変更をしようとする場合は、変更登録申請書（別記第1-2号様式）に必要な添付書類を添え知事に提出しなければならない。

第5 登録

知事は、第4による申請があつたときは、3項に該当する場合を除き登録することとし、その旨を通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するとともに、きた住まいるメンバー登録証（別記第5号様式）を交付するものとする。

- 2 知事は、1による登録を行ったときは、その内容を公表するものとする。
- 3 知事は、申請者が次のいずれかに該当する場合、申請者を登録しないこととし、申請者へその理由を付して通知するものとする。
 - （1）第3の要件を満たさないとき。

- (2) 申請内容に虚偽があると認めるとき。
- (3) 重要な事実の記載が欠けているとき。
- (4) その他、きた住まいるメンバーとしてふさわしくないと認めるとき。

第6 登録事項の変更

きた住まいるメンバーは、登録申請書（別記第1号様式）の登録事項の内容に変更があったときは、登録内容変更届出書（別記第6号様式）により知事に届け出なければならない。

第7 登録の辞退

きた住まいるメンバーは、登録を辞退しようとするときは、登録辞退届出書（別記第7号様式）を知事に届け出なければならない。

第8 登録の抹消

知事は、きた住まいるメンバーに登録されている事業者が次のいずれかに該当するときは、当該事業者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第3の要件を欠いている事実が判明したとき
- (2) 第7による届出があったとき。
- (3) 虚偽の事実に基づき登録の申請又は変更の届出を行ったことが判明したとき。
- (4) その他、きた住まいるメンバーとしてふさわしくないと認めるとき。

2 知事は、1により登録を抹消したときは、登録抹消通知書（別記第7号様式）により当該事業者に通知するとともに、公表するものとする。

第9 調査

知事は、要綱又はこの要領に基づく手続きの適正な実施を確保するために必要があるときは、きた住まいるメンバーに必要な報告を求め、または、その職員に立ち入り検査をさせ、きた住まいるメンバーの業務の調査を行い、改善を指示することができるものとする。

第10 事務の所掌

この要領に関する事務は、建設部住宅局建築指導課において所掌する。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

